

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

古殿町長 岡部 光徳

市町村名 (市町村コード)	古殿町 (07505)
地域名 (地域内農業集落名)	論田地区 (論田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月11日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間地域という耕作条件が不利な地域であることに加え、農業者の高齢化と後継者の不在により農地の維持が困難となっている。また、水稻栽培において生産費がかかり、今後も安定した経営を確保していく為の方策について検討していく必要がある。さらに、イノシシ等の被害が多く、個々に対策をしているものの限界があり、農作物の収量に大きく影響することで耕作放棄地の増加が懸念されるため、対策について検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻については、段階的に担い手(認定農業者等)へ集積・集約化を進めるとともに、穀類(大豆等)・畜産についても後継者確保に努め、農業者の所得の安定化に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	129 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	129 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地を農業上の利用が行われる区域とし、現在耕作がされておらず今後も農地への復旧が難しい農地については、保全等を進める区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当面は現状の耕作者が営農を継続するが、将来的には担い手(認定農業者等)を中心に集積、集約化を図れるよう、農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地バンクに貸し付け、担い手(認定農業者等)への経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率を向上させるために、狭小農地の集積・集約化を図るとともに、農道、用排水路の整備など農地の条件整備について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業普及所や県公社、市町村及びJAと連携し、地域内外で開催される新規就農相談会へ参加するなどして、多様な担い手の確保・育成に努めるとともに、相談から定着まで切れ目のない取組を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業効率を高めるため、水稻の病害虫防除作業についてはJAへ委託することとする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシや小型獣による被害が多いため、電気牧柵やワイヤーメッシュを設置し被害防止を図ることはもとより、被害情報等を地域で共有し、速やかな被害防止体制を構築する。⑦耕作が困難な農地については、中山間地域等直接支払交付金受皿組織としての活動により保全・管理等を行う。⑨耕種農家と畜産農家の連携を推進していくため、土壌環境の改善と作物の収量及び品質の向上の取組として、堆肥の供給を推進する。